

補助金調書

補助金名	福岡市私立幼稚園等未就園児支援事業補助金				担当課 (連絡先)	こども未来局子育て支援部運営支援課 (TEL092-711-4114)
交 付 先	☐ 団体	各私立幼稚園設置者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 公募	(公募の場合) 公募時期	通年			
(公募の場合) 応募要件	当該年度に満3歳となる第2子以降の2歳児を対象に、満3歳からの幼児教育に繋がるプログラムを実施する幼稚園等を運営していること					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	令和6	年度	経過年数	2	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	幼稚園等が実施する未就園児を支援する事業の実施にかかる経費を補助することにより、未就園児の育成支援及び多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	令和5年度から実施している福岡市独自の第2子以降の保育料無償化については、子ども・子育て支援法等に基づき実施されている事業の中で、国の幼児教育・保育の無償化の対象外であった、0歳児から2歳児の課税世帯を対象としてスタートしたところである。 制度スタート当初、国の幼児教育・保育の無償化について、幼稚園を利用する児童の無償化が満3歳に到達した児童を対象としていることから、一部の幼稚園で幼児教育の対象となる満3歳を迎える前に各施設の独自のサービスとして実施されているプレ通園は無償化の対象としていなかった。 一方で、多くの幼稚園でプレ通園が実施されている中で、幼稚園では誕生日によって無償化の対象期間に差が生じている実態を踏まえ、多子世帯の負担軽減を図る第2子以降の保育料無償化の目的も踏まえ、令和6年度から、当該年度に満3歳をえる2歳児のプレ通園についても第2子以降の保育料無償化の対象としたところである。 本補助金は、幼稚園に通う児童に対して第2子以降の保育料無償化を実施するにあたり、各園で様々な預かりが実施されている実態を踏まえ、各児童の世帯状況に応じて適切に支援が達成できるよう、各幼稚園に対して無償化の実施に必要となる利用料相当額を補助するものである。 本市におけるすべての子育て家庭への支援を推進する方向性の中、当該補助金は子どもたちのすこやかな育ちを支えるとともに、保護者の負担軽減に大きく寄与しており、引き続きこの事業を継続していくことの妥当性が認められる。 また、本補助金は、園に対して補助を行うが、この補助により利用者の負担が軽減される制度であり、広く市民が利益を享受できる制度であり、公平性の観点からも継続することに妥当性が認められる。 以上により、本補助金の継続は妥当と判断し、終期を時期各種プランの計画期間と合わせて令和10年度まで延長するもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	☐ 定額	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 第2子以降の未就園児(年度当初に2歳に達しており、満3歳に達するまでの間)が在籍する平日の日数に応じ、次の額を交付(1円未満切り捨て) ア. 利用料が月額設定の場合 月額上限:25,700円 ※日割りが発生する場合は、月額の利用料にその月の利用日数/その月の平日の日数を乗じた額 イ. 利用料が日額設定の場合 日額上限: 1,220円 入園料(入会金)については、年間12,000円を上限として、入園料を在籍月数で分割し、利用料の上限月額25,700円の範囲内で補助の対象とする				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	(106) 件	件	件		
	120,000 千円	(121,994) 千円	千円	千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	当該年度に満3歳となる第2子以降の2歳児に向けて、満3歳からの幼児教育に繋がるプログラムを実施する幼稚園に対する支援。					
補助金交付 による効果	未就園児の育成支援及び多子世帯の保護者の経済的負担の軽減					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。